

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

期 間 自 平成31年4月 1日
至 平成36年3月31日

鶴 居 村

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（H31～H35）の考え方～

（鶴居村）

鶴居村の森林面積は36,619ヘクタールで、総面積の64%を占めており、その内村有林は2,916ヘクタール、村有林を除く一般民有林（私有林等）は20,142ヘクタールあります。村では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向け、これまで国や道の森林の整備事業予算、村単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などの影響により、整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため本村では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用し、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本村の私有林等では、森林経営計画を策定している森林は7割（全国：3割）を超えており、計画的な森林の整備が進められています。そのため、これまで整備することのできなかつた森林の整備、作業効率を向上させるための路網の整備・改良、森林所有者の世代交代や不在村者に対する意見集約など、森林環境譲与税を活用して森林の整備をより一層推進し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた取り組みを進めます。

2 人材育成・担い手確保

村内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業者登録制度に登録している事業者は1事業者となっておりますが、下請事業者の減少などにより業務量が増加する一方で、新規就業者の確保が難しい状況にあります。そのため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3 木材利用の促進

村内のカラマツなどの人工林資源は利用期を迎える中、伐採木は、村内おが粉製造施設（村所有）で利用される他、近隣市町村の製材所等へ出荷されています。そのため、おが粉製造施設の適切な管理運営のための取組を図る他、地域材を活用した公共施設の木質化や備品導入などを図り、地域材を中心とした木材利用の促進を図ります。

4 普及啓発

森林の有する多面的機能の必要性などについて、村民はもとより都市住民の理解促進を図るため、村有林を活用した森林環境教育や植樹活動を実施する他、都市住民と交流する木育活動などを進めます。